




令和6年10月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和6年(行ウ)第6号 国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行った埋立地用途変更・設計概要変更承認処分の取消請求事件

口頭弁論終結の日 令和6年9月24日

5

判 決

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

主 文

- 1 原告らの訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用(参加によって生じた費用を含む。)は原告らの負担とする。

10

事 実 及 び 理 由

第1 請求

国土交通大臣が、沖縄防衛局に対し、沖縄県知事に代わって令和5年12月28日付けで行った、令和2年4月21日付け沖防第2056号による普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更・設計概要変更承認申請についての承認(国水政第97号)を取り消す。

15

第2 前提事実

当事者間に争いのない事実、後掲の証拠により容易に認められる事実及び当裁判所に顕著な事実は、次のとおりである。

1 埋立ての承認処分

20

沖縄防衛局は、普天間飛行場の代替施設を設置するため、平成25年3月22日、沖縄県知事に対し、沖縄県名護市辺野古に所在する辺野古崎地区に隣接する水域の公有水面の埋立ての承認を求めて願書を提出した。

沖縄県知事は、同年12月27日、埋立てを承認する旨の処分をした。

(丙5、6)

25

2 本件変更の不承認処分とその取消し

- (1) 沖縄防衛局は、上記承認の後に判明した事情を踏まえ、地盤改良工事を追加

して行うなどするため、令和2年4月21日付けで、沖縄県知事に対し、公有水面埋立法42条3項において準用する同法13条ノ2第1項に基づき、埋立地の用途及び設計の概要に係る変更の承認を求めて申請書を提出した（以下、この変更を「本件変更」という。）。

5 沖縄県知事は、令和3年11月25日付けで、本件変更を承認しない旨の処分をした。

(乙1、丙7)

(2) 沖縄防衛局は、上記処分を不服として、令和3年12月7日付けで、国土交通大臣に対し、地方自治法255条の2第1項1号に基づき、審査請求をした。

10 国土交通大臣は、本件変更を承認しない旨の沖縄県知事の判断は裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであって、違法であるなどとして、令和4年4月8日付けで、上記処分を取り消す旨の裁決をした。

(甲3)

3 本件変更の承認処分

15 (1) 国土交通大臣は、沖縄県知事が本件変更を承認をしなかったことから、令和4年4月28日付けで、被告（沖縄県）に対し、地方自治法245条の7第1項に基づき、本件変更を承認するよう是正の指示をした。

20 沖縄県知事は、上記是正の指示を不服として、同年5月30日付けで、国地方係争処理委員会に対し、同法250条の13第1項に基づき、審査の申出をした。

国地方係争処理委員会は、同年8月19日付けで、沖縄県知事に対し、上記是正の指示は違法でないと認める旨の審査の結果を通知した。

25 沖縄県知事は、上記審査の結果に不服があるとして、同月24日、同法251条の5第1項に基づき、福岡高等裁判所那覇支部に対し、上記是正の指示の取消しを求める訴えを提起した。

福岡高等裁判所那覇支部は、令和5年3月16日、沖縄県知事の請求を棄却

する旨の判決をした。沖縄県知事は、判決を不服として、上告受理申立てをした。最高裁判所は、同年9月4日、上告審として事件を受理した上で、上告を棄却する旨の判決をした。

(甲4ないし6、乙2)

5 (2) 国土交通大臣は、沖縄県知事が本件変更を承認しなかったことから、令和5年9月19日付けで、沖縄県知事に対し、地方自治法245条の8第1項に基づき、同月27日までに、本件変更を承認するよう勧告をした。

10 国土交通大臣は、沖縄県知事が本件変更を承認しなかったことから、同月28日付けで、沖縄県知事に対し、同条2項に基づき、同年10月4日までに、本件変更を承認するよう指示をした。

国土交通大臣は、沖縄県知事が本件変更を承認しなかったことから、同月5日、福岡高等裁判所那覇支部に対し、同条3項に基づき、沖縄県知事に本件変更の承認を命ずる旨の裁判を請求する訴えを提起した。

15 福岡高等裁判所那覇支部は、同年12月20日、国土交通大臣の請求に理由があると認め、同条6項に基づき、沖縄県知事に対し、判決正本送達日の翌日から3日以内に本件変更を承認するよう命じた。

(甲7、丙9)

20 (3) 国土交通大臣は、沖縄県知事が本件変更を承認しなかったことから、令和5年12月28日付けで、地方自治法245条の8第8項に基づき、沖縄県知事に代わって、本件変更を承認する旨の処分をした(以下、この処分を「本件変更承認処分」という。)

(甲1、丙10)

4 本件訴えの提起

25 原告らは、令和6年2月22日付けで、沖縄県を被告として、本件変更承認処分の取消しを求める本件訴えを提起した。

なお、原告らは、同日付けで、国を被告として、本件変更承認処分の取消しを

求める訴えを提起している（当庁令和6年（行ウ）第5号）。

（丙11、当裁判所に顕著）

第3 当裁判所の判断

1 原告らは、本件変更の不承認処分を取り消した裁決及び本件変更の承認を求め
5 る是正の指示は違法であるから、この裁決及び是正の指示を前提としてされた本
件変更承認処分は違法であると主張し、沖縄県を被告として、本件変更承認処分
の取消しを求める。

これに対し、被告（沖縄県）及び被告参加人（国）は、本件変更承認処分をし
た行政庁は国土交通大臣であるから、沖縄県を被告する本件訴えは、そもそも不
10 適法であると主張する。原告らも、本件変更承認処分をした行政庁が国土交通大
臣であることを、特に争っていない。当裁判所も、次の理由から、本件変更承認
処分をした行政庁は、国土交通大臣であると判断する。

2(1) 各大臣は、地方自治法245条の8第8項に基づき、都道府県知事に代わっ
て、「当該事項」を行うこと、すなわち、法令の規定等に違反する法定受託事務
15 の管理又は執行の是正や、怠る法定受託事務の管理又は執行を改めることがで
きる。

各大臣が同項に基づく代執行をするにあたって、同条は厳重な手続を定めて
いる。具体的には、法令の規定等に違反する法定受託事務の管理又は執行の是
正等の勧告（同条1項）、かかる是正等の指示（同条2項）、かかる是正等を命
20 じる裁判の請求（同条3項）などの各手続が尽くされなければならない。

そして、これらの勧告、指示及び裁判の請求を行う権限を有する者は、いず
れも「各大臣」である。そうすると、その後に行われる代執行として処分を行
う権限を有する者、すなわち処分行政庁も「各大臣」と解するのが、同条の文
理解釈に整合的である。本件変更承認処分をした行政庁は、代執行に係る一連
25 の手続において、勧告、是正及び裁判の請求の主体となった国土交通大臣であ
ると解される。

5 なお、普通地方公共団体の長が、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に臨時に代理させた場合であっても（同法153条1項）、当該事務は依然として代理される普通地方公共団体の長の権限に属するものと解される。しかし、代執行の手続は、同法245条の8に詳細に規定されているから、代執行の場面において、同法153条に規定する臨時代理の制度と同様に事務の権限の存否を解するのは相当ではない。

10 (2) 地方自治法245条の8第8項に基づく代執行として処分をした行政庁が都道府県知事であると解した場合、当該都道府県知事は、当該処分の取消訴訟等について、裁判上の一切の行為をする権限を有することになる（行政事件訴訟法11条6項）。しかし、代執行として処分がされる典型的場面としては、都道府県知事において、当該処分をすることが法令の規定等に違反するなどと判断している場合が想定される。そのような都道府県知事に対して、当該処分の適法性を主張立証することを期待することはできない。

15 これに対し、各大臣は、都道府県知事による法定受託事務の管理又は執行が法令の規定等に違反するなどと判断して、これらの管理又は執行を是正等するために、地方自治法245条の8第8項に基づく代執行として処分をするのである。その後、当該処分について取消訴訟が提起された場合には、各大臣において、当該処分の適法性を主張立証することは容易である。

20 本件承認処分の取消訴訟においても、処分の適法性について攻撃防御を尽くすのにふさわしい主体は、沖縄県知事ではなく、国土交通大臣である。紛争の適正迅速な解決という点から、本件承認処分をした行政庁は国土交通大臣であると解される。

25 3 以上のとおり、本件変更承認処分をした行政庁は国土交通大臣であるから、本件変更承認処分の取消しの訴えは、国土交通大臣が所属する国を被告として提起しなければならない。沖縄県を被告としてされた本件訴えは、被告適格を欠くものにされたものであって不適法である。

第4 結論

よって、本件訴えはいずれも不適法であるから却下することとし、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第2部

5

裁判長裁判官

片瀬 亮 

10

裁判官

山田 悠一郎 

15

裁判官

石川 颯人 

(別紙)

当事者目録

- | | | | | | | | | |
|----|-------------|------------------|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 沖縄県名護市字瀬嵩48 | 原 | 告 | 東 | 恩 | 納 | 琢 | 磨 |
| 5 | 2 | 沖縄県名護市字辺野古168 | 原 | 告 | 金 | 城 | 武 | 政 |
| | 3 | 沖縄県名護市字辺野古225 | 原 | 告 | 照 | 屋 | | 都 |
| | 4 | 沖縄県名護市字辺野古3 | 原 | 告 | 金 | 城 | ハ | ツ |
| 10 | | | | | | | | 子 |
| | 5 | 沖縄県名護市字辺野古982-12 | 原 | 告 | 新 | 垣 | 庸 | 一 |
| | 6 | 沖縄県名護市字辺野古178-1 | 原 | 告 | 當 | 山 | 佐 | 代 |
| | | | | | | | | 子 |
| 15 | 7 | 沖縄県名護市字辺野古198-2 | 原 | 告 | 稲 | 葉 | | 博 |
| | 8 | 沖縄県名護市字豊原224-24 | 原 | 告 | 宮 | 平 | 秀 | 子 |
| | | | | | | | | |
| | 9 | 沖縄県名護市字二見144-1 | 原 | 告 | 照 | 屋 | 林 | 一 |
| 20 | | | | | | | | |
| | 10 | 沖縄県名護市字瀬嵩124 | 原 | 告 | 神 | 座 | | 森 |
| | | | | | | | | |
| | 11 | 沖縄県名護市字瀬嵩124 | 原 | 告 | 神 | 座 | 千 | 明 |
| | | | | | | | | |
| 25 | 12 | 沖縄県名護市字瀬嵩295番地 | 原 | 告 | 渡 | 具 | 知 | 武 |
| | | | | | | | | 清 |

- 1 3 沖縄県名護市字瀬嵩 2 9 5
原 告 渡 具 知 智 佳 子
- 1 4 沖縄県名護市字瀬嵩 2 9 7 番地
原 告 西 平 伸
- 5 1 5 沖縄県名護市字瀬嵩 1 8 2
原 告 成 田 正 雄
- 1 6 沖縄県名護市字瀬嵩 1 8 6 - 1
原 告 稻 嶺 盛 良
- 1 7 沖縄県名護市字瀬嵩 1 8 6 - 1
10 原 告 稻 嶺 の り 子
- 1 8 沖縄県名護市字汀間 2 4 番地
原 告 松 田 藤 子
- 1 9 沖縄県名護市字三原 1 9 3 番地 1
原 告 浦 島 悦 子
- 15 2 0 沖縄県那覇市安謝 2 - 2 4 - 2 3 JOY HOUSE 3 0 2
原 告 岩 本 俊 紀
- 2 1 沖縄県名護市字久志 8 4 7 - 3
原 告 官 里 健 一 郎
- 2 2 沖縄県名護市字辺野古 1 8 1 - 3
20 原 告 比 嘉 英 憲
- 2 3 沖縄県名護市字瀬嵩 2 8 1
原 告 福 知 里 恵
- 2 4 沖縄県名護市字汀間 3 4 8
原 告 新 名 善 治
- 25 2 5 沖縄県名護市字汀間 3 4 6
原 告 具 志 堅 ヨ シ 子

	26	沖縄県名護市字汀間346	原 告	具 志 堅	真 織
	27	沖縄県名護市字汀間346	原 告	具 志 堅	俊 一
5	28	沖縄県名護市字三原297	原 告	照 屋	詩 苑
	29	沖縄県名護市字安部403	原 告	比 嘉	敏 和
	30	沖縄県国頭郡宜野座村字松田2828-1	原 告	橋 本	武 志
10		上記30名訴訟代理人弁護士	池 宮	城 紀	夫 美
		同	中 村	照	美 勉
		同	新 垣		元 克
		同	永 吉	盛 忠	章 司
15		同	仲 山	朝 俊	朗 子
		同	大 田	吉 和	歌 子
		同	三 宅		達 望
		同	高 木	吉 昌	樹 子
		同	儀 部	和 歌	史 一
20		同	横 田		誠
		同	金 高		
		同	中 村	昌 千	
		同	林	賀 公	
		同	松 崎	曉	
25		同	伊 志	嶺	
		同	高 良		

5

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

山
安
齋
日
城
赤
松
高
白
儀
川
島
我
池

城
里
藤
高
間
嶺
本
塚
保
津
袋
妻
味

祐
洋
朝
徹
千
知
エ
リ

圭
学
介
郎
博
子
意
子
充
唯
大
元
潤
力

10

15

那覇市泉崎1丁目2番2号

被 告
同代表者兼処分行政庁
同訴訟代理人弁護士
同
同
同 指 定 代 理 人
同
同
同
同
同

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
加 藤 裕
仲 西 孝 浩
宮 國 英 男
溜 政 仁
又 吉 信
松 堂 徳 明
上 間 直 之
与 那 覇 克 弘
橋 本 征 紘

20

25

同	前	田	悠	一	朗
同	川	上	呂		二
同	小	川			均
同	奥	村	宗		大

5 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

同 参 加 人	国				
同代表者法務大臣	牧	原	秀		樹
同 指 定 代 理 人	丹	崎			弘
同	入	江	純		一
同	假	屋	一		成
同	平	江	尚		子
同	永	峰	加	容	子
同	石	垣			優
同	小	森	貴	代	美
同	新	垣			涉
同	玉 那	霸	浩		規
同	比	嘉	大		作
同	田	浦	芳		邦
同	北		隆		範

以上

これは正本である。

令和6年10月17日

那覇地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 亀山良貴

